

## 令和7年度簡裁訴訟代理等能力認定考査

# 考 査 問 題

### < 注 意 >

- 1 別に配布した解答用紙の該当欄に、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 2 考査時間は、2時間です。
- 3 考査問題は、記述式です。
- 4 問題の解答は、所定の解答用紙に記入してください。解答用紙への解答の記入は、黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものを除く。）を使用してください。解答用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合には、その解答用紙の答案は、採点されません。また、解答用紙の筆記可能線の外側に解答をした場合には、当該筆記可能線の外側に記載された部分は、採点されません。
- 5 解答用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（考査時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- 6 解答用紙は、書き損じても、補充しません。
- 7 不正行為があった場合には、その解答は無効とします。
- 8 考査問題に関する質問には、一切お答えしません。
- 9 考査問題は、考査時間終了後、持ち帰ることができます。



**第1問** (別紙1)記載の【Xの言い分】及び【Yの言い分】並びに(別紙2)記載の【Xの希望】に基づき、以下の小問(1)から小問(7)までに答えなさい。

なお、附帯請求については考慮しないものとする。また、令和7年4月1日において施行されている法令に基づいて解答するものとし、法令改正に伴う経過措置等を考慮する必要はない。

**小問(1)** XがYに対して訴えを提起する場合の訴訟物及びその個数を解答用紙の**第1欄(1)**に記載しなさい。

**小問(2)** 小問(1)の訴えに係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)において、Xが訴状に記載すべき請求の趣旨(付随的申立てを除く。)を解答用紙の**第1欄(2)**に記載しなさい。

**小問(3)** 本件訴訟において、Xが訴状において記載すべき請求を理由づける事実(要件事実)を解答用紙の**第1欄(3)**に記載しなさい。

なお、いわゆる「よって書き」は、記載することを要しない。また、記載に当たっては、次の【記載例】のように、①要件事実ごとに適宜番号等を付して整理して記載し、②請求原因が複数ある場合には請求原因ごとに分けた上で記載すること。さらに、要件事実のうち同一のものについては、適宜、他の請求原因の要件事実の記載を引用して差し支えない(小問(4)及び小問(5)において同じ。)

【記載例】

請求原因1

1 Aは、令和○年○月○日、Bに対し、甲土地を贈与した。

2 . . .

請求原因2

1 請求原因1の1と同じ。

2 . . .

**小問(4)** 本件訴訟において、Yが主張すべき抗弁について、標題を付した上でその抗弁事実を解答用紙の**第1欄(4)**に記載しなさい(ただし、【Yの言い分】の2にある下線部の言い分については考慮しないものとする。)

なお、抗弁の標題を付すに当たっては、次の【記載例】のように、①抗弁の法的内容が分かるように記載し、②小問(3)において解答した請求原因が複数ある場合には、どの請求原因に対する抗弁であるかを明記すること。

【記載例】

抗弁1 錯誤による取消し(請求原因1に対し)

1 . . .

2 . . .

**小問(5)** 本件訴訟において、Xが主張すべき再抗弁について、標題を付した上でその再抗弁事実を解答用紙の**第1欄(5)**に記載しなさい（ただし、**【Yの言い分】**の2にある下線部の言い分に対するXの反論については考慮しないものとする。）。

なお、再抗弁の標題を付すに当たっては、①再抗弁の法的内容が分かるように記載し、②**小問(4)**において解答した抗弁が複数ある場合には、どの抗弁に対する再抗弁であるかを明記すること。

**小問(6)** Yは、本件訴訟において、**【Yの言い分】**の2にある下線部の言い分を代物弁済の抗弁として主張することができるか。判例の立場を前提とした場合の結論及びその理由を解答用紙の**第1欄(6)**に記載しなさい。

**小問(7)** 本件訴訟において、裁判所からの和解勧誘があり、Xは、自己の訴訟代理人である司法書士S（簡裁訴訟代理等関係業務を行うに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）に対し、（別紙2）記載の**【Xの希望】**を話した。

次の文章は、これを踏まえて司法書士Sが作成した和解条項案である。（ア）から（オ）までに入る適切な文言を解答用紙の**第1欄(7)**に記載しなさい。

- 1 被告は、原告に対し、本件貸金債務として100万円の支払義務があることを（ア）。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、M銀行N支店の原告名義の普通預金口座（口座番号1234567）に振り込む方法により（イ）。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
  - (1) 令和8年1月10日限り、10万円
  - (2) 令和8年2月10日限り、10万円
  - (3) 令和8年3月10日限り、10万円
  - (4) 令和8年4月10日限り、70万円
- 3 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が20万円に達したときは、（ウ）。
- 4 被告が前項の規定により期限の利益を失うことなく第2項(1)から(3)までの金員を支払ったときは、原告は、被告に対し、（エ）。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告は、原告と被告との間には、（オ）。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

(以下の問題は、**第1問**と独立した問題として解答すること。)

**第2問** 次の〔設例〕に基づき、以下の**小問(1)**から**小問(5)**までに答えなさい。

なお、附帯請求については考慮しないものとする。また、令和7年4月1日において施行されている法令に基づいて解答するものとし、法令改正に伴う経過措置等を考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 Xは、令和5年10月12日当時、甲自動車を所有していた。
- 2 Xは、令和5年10月12日、Yに対し、甲自動車を130万円で売った。XとYは、同日、この売買契約について、契約書を取り交わした。また、XとYは、甲自動車の売買代金の支払期日を令和5年11月6日と定めた。
- 3 Zは、令和5年10月12日、Xとの間で、Yの売買代金債務を連帯保証するとの合意をした。XとZは、同日、この保証契約について、契約書を取り交わした。
- 4 Xは、令和6年4月15日、代金全額の支払を求めるために、Y及びZを被告とする訴え(以下「本件訴訟」という。)を簡易裁判所に提起した。
- 5 司法書士P(簡裁訴訟代理等関係業務を行うに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。)は、令和6年7月10日、Y及びZから、本件訴訟について相談を受け、Y及びZの訴訟代理人として本件訴訟に係る事件を受任した。
- 6 本件訴訟において、Y及びZは、甲自動車の代金130万円が令和5年11月6日に現金で弁済済みであるとの主張をしたが、Xは、この主張を争っている。司法書士Pは、Y及びZの訴訟代理人として、第1回口頭弁論期日において、Xが作成したとされる領収書(以下「本件領収書」という。)を提出して書証の申出をした。

**小問(1)** 本件訴訟において、Xが訴状に記載すべき請求の趣旨(付随的申立てを除く。)を解答用紙の**第2欄(1)**に記載しなさい。

**小問(2)** 本件訴訟において、次の各事実は、Xが訴状において記載すべき請求を理由づける事実(要件事実)となるか。それぞれについて、結論及びその理由を解答用紙の**第2欄(2)**に記載しなさい。

- ① Xが令和5年10月12日当時甲自動車を所有していたこと
- ② XとZが令和5年10月12日に保証契約についての契約書を取り交わした  
こと

**小問(3)** 司法書士Pは、第1回口頭弁論期日において本件領収書を提出して書証の申出をする際に、証拠説明書を提出した。次の文は、証拠説明書に記載すべき事項に関する説明であるが、このうちの(ア)及び(イ)に入る文言を解答用紙の**第2欄(3)**に記載しなさい。

一般に、証拠説明書には、文書ごとに、「甲〇号証」又は「乙〇号証」のように番号を付した上で、文書の標目（原本・写しの別を含む。）、作成年月日、（ア）及び（イ）を記載する。

**小問(4)** 本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、裁判官からXに対して本件領収書の成立の真正について争うかとの問いかけがあり、Xは、裁判官に対して、「争いません。」と返答した。その後、Xは、自らの力のみで主張立証活動が続けることに限界を感じ、司法書士Q（簡裁訴訟代理等関係業務を行うに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）に対し、訴訟代理人として事件を受任してほしいと相談し、司法書士Qは、Xの訴訟代理人として本件訴訟に係る事件を受任した。また、Xは、司法書士Qに対し、「本件領収書には確かに私の実印が押印されています。しかし、私は本件領収書を作成したことはありません。実は、私は、令和6年2月頃にYに対して実印を預けていたことがありますので、おそらく、そのときにYが私の実印を勝手に押したに違いありません。」と説明した。

この場合に、司法書士Qは、その後の口頭弁論期日において、第1回口頭弁論期日におけるXの主張を撤回し、本件領収書が偽造されたものであると主張してその成立の真正を争うことができるか。判例の立場を前提とした場合の結論及びその理由を解答用紙の**第2欄(4)**に記載しなさい。

**小問(5)** 本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Yは、法廷に「司法委員」という肩書きの者がいることに気づき、司法書士Pに対して司法委員の役割について質問した。簡易裁判所における司法委員の役割を解答用紙の**第2欄(5)**に記載しなさい。

（次の問題は、**第2問**の〔設例〕の事実関係を前提として解答すること。）

**第3問** 司法書士Pが代金130万円の弁済の事実についてY及びZからの聴き取りをすると、Yは「代金130万円は私が用意したものである。Zに迷惑はかけていない。」と説明した一方で、Zは「代金130万円は私が保証人としてYに代わって支払った。Yにはこの130万円を返してもらおうつもりである。」と説明した。この場合に、司法書士Pは、Y及びZの訴訟代理人として事件を受任し続けることができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第3欄**に記載しなさい。

(別紙1)

### 〔Xの言い分〕

- 1 私は、令和2年4月5日に、学生時代からの友人であるYから、電話で、100万円を貸してほしいとの相談を受けました。Yの話によれば、自宅のローンを半年前から滞納しており、このままでは自宅を差し押さえられてしまうが、6月になればまとまったお金が入るとのことでした。私は、Yの助けになりたいと思い、銀行から100万円を引き出して、自宅に用意しました。
- 2 ところが、私は、銀行から帰った直後から高熱を出してしまい、市内の大学病院に入院することとなってしまいました。そこで、私は、病院から、長男のAに電話をして、自宅のタンスに保管してある100万円をYに貸すように伝え、返済期日などの細かい条件についてはAとYとの間で話し合うように伝えました。
- 3 私は、月末になってようやく退院することができました。Aからは、令和2年4月10日に、入院中の私に代わってYに100万円を貸したことや、Yが令和2年6月10日までに私に返済すると約束したこと、利息は請求しないという約束をしたことなどについて、報告を受けました。
- 4 私は、令和2年6月10日に、Yから、約束の100万円をすぐには返済できないと伝えられました。私は、Yに対し、ちゃんと返してくれないと困ると返答しましたが、Yがお金に困っていたことも知っていましたし、いつか返してくれば良いと思っていましたので、この日は、それ以上強くは請求しませんでした。
- 5 その後も私はYが自発的に100万円を返すのを待っていたのですが、Yから何の連絡もないまま数年が経ちました。私は、Yが借金のことを忘れていないのではないかと不安になり、令和7年8月10日、Yに電話をして、貸していた100万円を返してほしいと伝えました。これに対し、Yは、100万円の借金があることは分かっているものの、今すぐには返済できないためもうしばらく待つてほしいと言うばかりでした。私は、Yの態度に納得いかなかったものの、Yの言葉を信じて、もう少し待つことにしました。
- 6 ところが、令和7年8月22日にYから届いた電子メールを見て、私はとても驚きました。Yは、私から借りた100万円の借金は返済済みだとか時効で消滅したとかと言うのです。私はすぐにYに電話を試みたのですが、Yは電話に出ませんでした。
- 7 ところで、Yは、100万円の借金の返済に代えて甲土地を譲渡する約束をしたと主張しているようですが、私の認識とは全く異なります。そもそも甲土地には竹が乱雑に生えており、とても管理が大変な状態であったため、100万円の価値はありませんでした。そのため、私は、竹を伐採・伐根した後であれば、Yの打診を検討しても良いと返答したのです。Yはその後も甲土地の管理をすることなく放置していますし、甲土地

の登記はY名義のままです。100万円の支払に代えて甲土地を譲り受けるという話は合意には至っていません。

- 8 Yには、今すぐ、私が貸した100万円を返してもらいたいです。なお、Yとの間では利息の請求はしない約束でしたので、利息や遅延損害金の支払は求めません。

### 〔Yの言い分〕

- 1 私は、確かに、令和2年4月10日に、Xから100万円を借りました。私は、この100万円を6月10日までに返すと約束していたのですが、約束の日までにまとまったお金を用意することができませんでした。
- 2 私は、令和2年6月10日、Xの自宅に行き、約束を守れなかったことを謝罪するとともに、100万円の返済に代えて、私が所有する甲土地をXに譲渡することでどうかとの提案をしました。Xは、私の提案をすぐに快諾してくれました。Xから竹の伐採を求められたことはありません。甲土地の登記は今も私の名義のままですが、Xからの求めがあれば、所有権移転登記手続に協力します。
- 3 その後、Xとは会う機会も減り、私たちの関係は疎遠になっていきました。他の友人から聞いたのですが、どうやら、Xは、令和6年頃からギャンブルに手を出してしまったようで、消費者金融から多額の借入れをして金に困っているとのことでした。
- 4 令和7年8月10日、Xから突然電話があり、私は非常に驚きました。Xは、私に、100万円を返済してほしいと言うのです。私は、100万円の件は既に清算済みであると思っていたものの、突然の電話に困惑し、何と言って良いのか分からなかったため、Xに対し、今すぐに返事をするにはできないと言いました。この日に私が100万円の返済を約束したことはないですし、支払の猶予を求めたこともありません。
- 5 私は、令和7年8月21日、弟のBに、Xとのやりとりについて、相談しました。Bは、甲土地の譲渡の約束がどうだったにせよ、長年にわたってXからの請求もなかったのであるから100万円の返済義務は既に時効により消滅しているのではないかと教えてくれるとともに、Xとは関係を絶った方が良いのではないかとアドバイスをしてくれました。そこで、私は、令和7年8月22日、Xに対し、100万円の件は甲土地の譲渡によって清算済みであるとの私の認識を説明するとともに、100万円の返済義務が残っていたのだとしても消滅時効を主張するとの電子メールを送りました。そして、Xからの電話に出ないようにしていました。
- 6 Xからの請求に応じることはできません。



(別紙2)

**〔Xの希望〕**

- 1 Yに対する裁判を起こしたものの、実のところ、私は、Yが直ちに100万円全額を支払える資力があるとは思っていません。Yは今でも生活が苦しいようですので、毎月10万円の支払が限界であろうと思っています。また、100万円のうち30万円を支払ってくれるのであれば、残りは免除しても良いと思っています。
- 2 このまま裁判を続ければ私が勝訴できると確信していますが、今後の手続にかかる時間や費用を考えると、早期の解決ができるのであれば、多少の譲歩はやむを得ないと思っています。家族からも、友人を相手にした裁判をいつまでも続けるのは良くないと言われています。
- 3 こうした私の気持ちを踏まえて、裁判官から、次のような分割払の約束をした上で、Yが(1)から(3)までの30万円を支払えば、私が(4)を免除するという和解をしてはどうかとの提案があったと聞きました。
  - (1) 令和8年1月10日限り、10万円
  - (2) 令和8年2月10日限り、10万円
  - (3) 令和8年3月10日限り、10万円
  - (4) 令和8年4月10日限り、70万円
- 4 私は、このような裁判官の提案に応じたいと思います。

Yには約束どおり払ってもらいたいと思っていますが、最近のYの収入は安定しないようですので、場合によっては、各月の支払額が10万円に満たないときもあるかもしれません。私も鬼ではありませんのである程度は大目に見ようと思っています。

しかし、Yがこの分割払の約束を破り、未払額が20万円分に達したときには、もう我慢できませんので、私が貸したお金を直ちに全額返してもらいたいですし、Yが支払をしないときにはその財産を差し押さえられるような形の和解条項を作ってほしいです。
- 5 Yがこうした条件を飲んでくれるのであれば、私は、Yとの間の今回の訴訟を和解によって解決したいと思っています。
- 6 ところで、私とYの間には、今回の訴訟とは別に、ある建物をめぐる紛争もあります。今回の訴訟を和解によって解決するに当たっては、この建物についての私の権利やYの義務に影響しないようにしていただきたいです。